

住民基本台帳ネットワークシステム増設機器
環境構築業務仕様書

住民基本台帳ネットワークシステム増設機器環境構築業務仕様書

1 業務名

住民基本台帳ネットワークシステム増設機器環境構築業務

2 業務概要

本業務は、増設する統合端末に対して、ソフトウェア・業務アプリケーションのインストール及び設定作業、また、機器増設に伴うコミュニケーションサーバ（以下「CS」という。）における環境設定作業並びにこれらの作業に係る確認作業等を適切に行い、各設置場所（区役所等）に配置の上、現に稼働している住民基本台帳ネットワークシステムの業務に影響を及ぼすことなく、安全かつ確実に増設端末を利用可能な状況とし、稼働させるものであるとともに、運用保守に必要な資料等の整備を行うものである。

なお、本市住民基本台帳ネットワークシステムは、CSと中間サーバ及び新基幹系システムサーバが相互に連携し一体となって機能しているものであることを十分に考慮し、本業務を行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、貸出資料としている地方公共団体情報システム機構が作成している「運用保守手引書（本編）」、「導入手引書（統合端末編）Windows 11 用」等の資料に示す手順を漏れなく行うこと。

構築対象となる機器は、別途調達中であり、端末については2025年11月1日までに本市への納入を予定している（タッチパネル等の一部機器については11月末納品予定）。それぞれの納入機器の数量については別紙1、拠点別設置数量については別紙2のとおり。

3 履行期間

契約締結日から2026年7月31日（金）まで

※ただし、増設機器の利用開始までにCSにおける環境設定および統合端末への市町村調達ソフトウェアのインストール・環境設定、業務アプリケーションの最新化等を完了し、各設置場所（区役所等）での利用を開始できる状態にしていること。

4 一般事項

(1) 作業場所

札幌市菊水分庁舎、各区役所等（以下「本市関係施設」という。）

なお、上記以外の場所で作業を行う必要がある場合は、別途協議すること。

(2) 作業時間

作業は、土・日曜、祝祭日を除く平日8時45分から17時15分までの時間帯に行うことを基本とする。なお、作業の性質上、閉庁日（土・日曜、祝祭日）に実施が必要な作業がある場合は、本市の指示に従うこと。

(3) 身分証明書の携行

受託者の作業従事者は、作業場所においては常に身分証明書を上半身の見やすい位置に着用すること。

(4) 本市関係施設への入退庁

受託者の作業従事者が本市関係施設へ入庁する場合には、本市が定める手順に従い、許可を得て入庁すること。また、札幌市菊水分庁舎内において、本市が特に指定する室への入退室については、本市が定める手順に従い、許可を得て入退室を行うこと。

(5) 防災等の協力

受託者及び受託者の作業従事者は、作業場所における防災、保安等に協力すること。

(6) 環境に対する配慮

本業務を行うに当たっては、環境関連法令等を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

5 業務内容

(1) 共通事項

ア 作業体制の提示

作業体制図を作成し、本市に対して作業責任者、作業従事者、連絡先等を提示すること。提示した作業体制図に変更が生じた場合は、本市に対し速やかに報告を行い、変更した体制図を提示すること。なお、作業責任者及び作業従事者については以下の技術的要件を考慮した人選を行うこと。

<技術的要件>

ネットワーク、サーバ、データベース、ミドルウェア、オープンスタンダート等の最新のインフラ技術・機器について熟知し、本件業務の実施に十分な知識と技能を有していること。

イ セキュリティ保全申出書の提示

セキュリティ保全のための責任者を設置し、管理体制及び実施事項等を文書提示し、本市の確認を得ること。

ウ 関係業者等との連絡調整

作業に当たっては、6に示す機器納入業者、既存システム運用保守業者などの関係業者と相互に協調を保ち作業の便宜と進捗を図ること。なお、本市を介せず業者間で打合せを行った場合は、その内容を議事録として記録し、2開庁日以内に本市に提出すること。

エ 進捗報告等

(ア) 作業計画の作成

受託業者の決定後に行う関連業者を交えた打合せ及び地方公共団体情報システム機構が作成している「機器更改移行手引書（市町村版）」を基に、本業務で実施する主要な作業の作業計画を作成し事前に提示すること。本業務は作業計画に沿って実施し、(イ)の進捗報告にて実施状況を報告すること。なお、作業期間中に新たに発生したスケジュールの管理が必要な作業については、都度作業計画に反映させること。

なお、作業日程の概要（予定）は下表のとおり

時期（予定）	作業項目	備考
2025年10月上旬	・本業務の受託者決定、キックオフミーティング	ミーティング日程は別途調整する

2025年11月上旬	・統合端末納入、統合端末に係る環境構築作業開始	設定作業は札幌市菊水分庁舎にて行う想定
2026年1月下旬	・設定済みの統合端末を各設置場所へ搬入	搬入スケジュールについては別途調整する
2026年1月下旬～2月下旬	・各設置場所にて設置作業① (中央区役所・北区役所・東区役所・白石区役所・厚別区役所・豊平区役所・西区役所・清田区役所・南区役所・手稲区役所・マイナンバーカードセンターを想定)	スケジュールについては別途調整する
2026年5月中旬～6月上旬	・各設置場所にて設置作業② (本庁を想定)	スケジュールについては別途調整する

※スケジュールについては予定であり、進捗状況等によっては本市と受託者で調整の上、変更する可能性がある。

※設置拠点については別途調整中のため、変更する可能性がある。

(イ) 進捗報告

作業期間中、本市に対し作業の各段階で適宜進捗報告・レビューを行うこと。必要に応じて本市から指示があった場合も同様とする。なお、作業の計画を変更する場合は、その理由を明らかにし、本市の合意を得た上で速やかに作業計画の変更を行うこと。

(ウ) 議事録等の作成

作業に係る協議・意思決定・レビュー等の打合せ・会議を行う際は、受託業者が議事録を作成し、本市に提出すること。

オ セキュリティの確保

(ア) 本業務を行うに当たっては、札幌市情報セキュリティポリシーに基づく本市の指示及び総務省の定める「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準」に基づき、必要なセキュリティ対策を講じること。

(イ) 本業務の作業者を限定するために、事前に作業従事者の名簿を提出すること。なお、名簿提出後作業従事者に変更がある場合は、必ず事前に本市に文書により連絡すること。

(ウ) CD-ROM、USB メモリ等の可搬の記録媒体を取扱う場合は、当該データ記録媒体の紛失、破損、漏えい等又は当該データ媒体からのウイルス感染が発生しないよう、適切な取扱いに努めること。

カ 成果品等に係る留意事項

エに掲げる報告書、レビュー資料その他の会議資料及び7に掲げる提出書類は曖昧な表現の記述をしないよう配慮し、専門的又は特殊な情報処理用語については、用語辞書を添付し、又は注釈を付記すること。

キ その他

(ア) 本業務を遂行するに当たっての疑義事項については、その都度、本市と協議するものとする。

(イ) 本仕様書に記載していない事項であっても必要な事項については、本市に提示し、協議を行うものとする。

(2) 機器導入設計作業

ア 基本導入設計

- ・各機器の導入計画／設計

- ・既存システム等との接続設計
 - ・ネットワーク設計
- (3) 機器設置時の作業及びセットアップ作業
本市が調達する機器について、以下の作業を行うこと。
- ア 機器動作確認
- ・ハードウェア機器が正常に稼働するかどうか、電源投入後の確認を行う。
- イ サーバ導入作業 (CS)
- ・端末増設に係る各種設定作業
- ウ 端末導入作業
- 本作業については、原則として札幌市菊水分庁舎で行うこと。なお、機器納入業者との打合せにより機器納入業者指定の場所でセットアップ作業を行う場合は、事前に本市に連絡し了承を得ること。
- ・ソフトウェア、業務アプリケーション等のセットアップ (インストール、個別設定及び認証装置設定等)
 - ※業務アプリケーションの設置値、手引書記載以外のソフトウェア構成及び管理者 ID・パスワードについては、別途通知する。
 - ・サーバとの接続設定
 - ・プリンタネットワーク設定
 - ・プリンタ切り替えツールのメンテナンス及びインストール
 - ・MAC アドレスの確認
 - ※本市においては CS と統合端末間のネットワークについて MAC アドレスによるフィルタリングを行っている。ネットワーク保守業者によるフィルタリング設定作業前に、作業に必要となる各機器の MAC アドレスを確認し、本市に提出すること。
- エ 端末展開作業
- 統合端末等の各設置場所への展開に当たって、本市においては CS-統合端末間のネットワークについて MAC アドレスによるフィルタリングを行っていることから、ネットワーク保守業者によるフィルタリング設定作業と併せて行う必要があるため、十分にスケジュール調整を行うこと。また、各機器の MAC アドレスを事前に確認し、本市に提出すること。
- なお、業務の遂行に当たっては、貨物の件数、重量及び期間内の確実な業務遂行に適した車両、人員及び台車を受託者が用意すること。また、業務に使用する車両は、施錠可能な箱型の荷台を備えているなど、セキュリティ保全のための適切な措置が施された車両を使用すること。
- オ 増設端末における既設周辺機器利用のための設定作業
- 増設端末においてもプリンタ、タッチパネル等の既設周辺機器を利用できるようドライバインストール等の各種機器設定を実施すること。既設機器の型名については別紙 3 記載のとおり。
- カ 既設端末における増設周辺機器利用のための設定作業
- 既設端末においても増設プリンタの増設周辺機器を利用できるようドライバインストール等の各種機器設定を実施すること。増設プリンタの周辺機器の仕様については調達後に別途通知する。
- キ 統合端末設置場所のレイアウト作成
- 既設及び増設端末のレイアウト図を作成すること。
- (4) 各種テスト作業
- ア 端末接続試験
- イ 総合試験
- ウ その他本市が必要と認める試験・動作確認

(5) 運用保守資料作成

以下の設定資料等を書面及び電子ファイルにより提出すること。

ア 端末設定項目

(ア) システムパラメータ (IP アドレス、MAC アドレス、ゲートウェイ、プリンタポート等)

(イ) ハードウェアパラメータ (CPU、メモリ、パーティション容量等)

イ 運用手順書

CS・統合端末の環境設定・スケジュール設定等に必要な各種ソフトウェアの操作方法の手順及び設定項目・設定値を運用手順書として作成すること。

(6) 運用、操作研修支援

本市及び住基ネット運用保守業者に対して、運用・操作研修に必要な資料作成、実機による操作演習の補佐などの支援を行う。

(7) 運用開始直後の特別体制

運用開始から履行期限までの間に、業務に影響が出る可能性のある設定上の不備等が認められた場合、当日中に復旧できるように体制を整備しておくこと。

6 本業務に係る関連業者及び役割

(1) 増設機器納入業者 (契約後別途連絡する。)

増設するハードウェア及びソフトウェアの納入及び機器保守作業を担当する。

(2) 現行機器運用保守業者 (現在の業者は株式会社北海道日立システムズ。変更となった場合は別途通知する。)

CS及び統合端末の現行機器に係るセキュリティパッチ等更新、運用サポート等の運用保守業務を担当する。

(3) 住基ネット中間サーバ運用保守業者 (現在の業者はBIPROGY株式会社。変更となった場合は別途通知する。)

CSと既存住記システムとの連携を行う中間サーバに係る運用保守業務を担当する。

(4) 住記システム運用保守業者 (現在の業者はBIPROGY株式会社。変更となった場合は別途通知する。)

CSと連携する既存住記システムの運用保守業務を担当する。

(5) ネットワーク保守業者 (現在の業者はパナソニックコネクト株式会社。変更となった場合は別途通知する。)

本システムのネットワークに係る保守業務を担当する。

7 提出書類

受託者は、下表に定める書類を本市に提出すること。

提出書類	提出時期	提出方法等
業務責任者指定通知書 セキュリティ保全申出書 作業体制図	業務開始日の前まで	A4 版縦または磁気ファイル
情報資産取扱者名簿 (従事者名簿)	業務開始日の前まで 従事者が変更となる場合には、変更後の従事者が従事する日の前日まで	A4 版縦または磁気ファイル
業務完了届 成果品目録	業務完了と同時に	A4 版縦または磁気ファイル
セキュリティ保全状況報告	業務完了後速やかに	A4 版縦または磁気ファイル

書		
再委託申請書	事実発生前	A4 版縦または磁気ファイル 再委託を実施する期間は 本市が承認した日以後と する。
作業計画	作業開始前まで また、作業計画が変更とな る場合には、その都度	
作業手順書	各作業開始前まで	A4 版縦または磁気ファイル
進捗報告書	5 (1)エ参照のこと	A4 版縦または磁気ファイル
各種設定内容 作動確認済みであることを 示す書類	各作業終了後速やかに提出 すること	A4 版縦または磁気ファイル 各種設定内容については、 別途磁気媒体（Microsoft Excel 等で作成した CD-ROM 等）でも提出すること。
運用手順書	全作業終了後一週間以内に 提出すること	A4 版縦または磁気ファイル 書面及び電子ファイルによ り提出すること。

※表に示す書類のほか、本市が必要とするものは別途依頼するのでその都度提出すること。

構築対象機器

1 対象機器（2025年6月6日時点）※台数変動の可能性あり。

対象機器	型番	数量
① 統合端末	未定	50
② キーボード・マウス	未定	50
③ DISPLAY 17ESE LED	未定	50
④ ICカードリーダライタ（オープン型）	未定	50
⑤ 住基ネット用操作者認証装置（ガイド有）	FAT13FLJL1	50
⑥ 17型タッチパネルモニター超音波方式	未定	44
⑦ シングルタッチ	未定	20
⑧ A4モノクロレーザープリンタ	未定	20

※各機器の接続に必要なケーブル類を含む。

拠点別設置数量(2025年6月6日時点)※変更の可能性あり。

	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区
① 統合端末	7	7	6	4	2	4	6	6	2	6
② キーボード・マウス	7	7	6	4	2	4	6	6	2	6
③ DISPLAY 17ESE LED	7	7	6	4	2	4	6	6	2	6
④ ICカードリーダーライタ (オープン型)	7	7	6	4	2	4	6	6	2	6
⑤ 住基ネット用操作者認証 装置(ガイド有)	7	7	6	4	2	4	6	6	2	6
⑥ 17型タッチパネルモニター 超音波方式シングルタッチ	6	6	5	3	2	2	6	6	2	6
⑦ A4モノクロレーザプリンタ	2	2	2	1	1	1	3	4	1	3

令和8年3月31日納品拠点:中央区・北区・東区・白石区・厚別区・豊平区・西区を想定

令和8年7月31日納品拠点:清田区・南区・手稲区を想定

住民基本台帳ネットワークシステム既設機器

No.	構成名	項番	品名	規格	
				メーカー	型名
1	統合端末				
		1	ESPRIMO D6012/N 標準モデル ※キーボードあり	富士通	FMVD5800K
		2	DISPLAY E17-9 LED(17インチスクエア型、黒色)	富士通	VL-E17-9
		3	ESPRIMO D6012/N 標準モデル ※キーボードなし	富士通	FMVD5800L
2	周辺機器等				
		1	非接触ICカードリーダー/ライター PaSoRi	ソニー	RC-S300/S1
		2	17型タッチパネルモニター超音波方式シングルタッチ	フューチャーコネクト	TD1701SBP
		3	DisplayPort対応手元スイッチ付きパソコン自動切替器	サンワサプライ	SW-KVM2WDPU
		4	ディスプレイケーブル DisplayPort 1.5m	バッファロー	BDP15BK
		5	A4モノクロレーザプリンタ	富士通	XL-4405
3	照合情報 読取装置				
		1	住基ネット用操作者用認証装置 V3(ガイド有り)	富士通	FAT13FLJL1